

令和元年 12月

服装のきまりについて

大阪市立九条北小学校
生活指導部

寒冷の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は本校の教育活動に深いご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
12月に入り、いよいよ寒さの厳しい日が続きます。さて、児童は寒い中元気に過ごしていますが、防寒着等の着用について再度ご確認ください。

【服装のきまり】

① 標準服

- ・上着（紺色標準服）・半ズボン（紺色半ズボン）
- ・スカート・カッターシャツ・ポロシャツ・
ブラウス（白）
- ・下着（U首などカッターシャツから見えないもの）
- ・靴下（派手でないもの）・運動靴（派手でないもの）



② 帽子

- ・安全帽子（黄色帽子）



③ 防寒着

- ・セーター・ベスト・カーデガン（紺・黒・灰・白）
- ・スパッツ・タイツ（紺・黒など目立ないもの）
※体育の時には、タイツをぬぐので、くつ下の
用意をしてください。

④ 防寒具

- ・手袋・マフラーなどは登下校時のみ着用し、教室
内や休憩時間は着用しません。
- ・マフラーが車等に巻き込まれないように、使用に
ついては十分注意します。
- ・携帯用のカイロは禁止します。

※体調が悪いときは、保護者から担任に連絡帳等で連絡がある場合認めます。
※すべての服に記名をお願いします。（なければ学校で書きます）